

特定非営利活動法人しろい地図

事故対応マニュアル

1.目的

このマニュアルは、特定非営利活動法人しろい地図が運営する事業所を利用する児童が関係する事故が生じた場合、事故直後に適切な対応を行うことで被害を重症化および拡大しないように目指すためのものとします。

2.事故として考えられる内容

① 事故の種類について

- ・ 転倒や転落等による怪我
 - ・ 無届外出による所在不明
 - ・ パニック状態による器物破損およびケガ
 - ・ 疾病などによる体調不良
 - ・ 発作によるケガ
 - ・ 感染症による体調不良が疑われる場合
 - ・ 食中毒が疑われる場合
 - ・ アレルギー食品を食べてしまった場合
 - ・ 車両による事故
- など

② 事故の対応手順

【ケガの場合】

- ・ 患部の確認を行い、受診が必要な状態か複数名で確認をする。
- ・ 保護者へ連絡し、必要があれば謝罪をし、状況の説明、受診の必要性などを伝える。
- ・ その後の対応を保護者と協議する。

【所在不明の場合】

- ・ 事業所内や近隣の搜索を 10 分程度行う。
- ・ 見つからない場合は、保護者へ状況を説明して謝罪をする。
- ・ 最寄りの警察署へ連絡。搜索を依頼する。
- ・ 管理者の指示のもと、立ち寄りそうな場所などを搜索する。

【パニック状態による器物破損およびケガ】

- 本人の状況の重症化および2次的なトラブルを防ぐために、周りに危険物がないような、安全な場所へ移動する。
- 安全な場所へ誘導後、落ち着いて気持ちを切り替えることが難しい場合、状況によっては一時的な行動制限や身体抑制を行う場合があります。
- 物品が壊れた場合は、児童が触れられない場所へ撤去する。撤去が難しい場合は、児童の立ち入りを禁止する。
- ケガについては、消毒など簡単な処置をした後に保護者へ連絡し、今後の対応について協議する。

【何らかの原因による体調不良の場合】

- いつもと様子が違う場合など、まずは検温をする。
37度以上の発熱が確認された場合、保護者へ連絡する。その後の対応を相談する。37度5分以上の場合は、帰宅を前提にお話をさせていただき、受診結果について、分かり次第連絡していただくように説明する。
- 下痢や吐き戻し複数回のてんかん発作があった場合は、保護者へ連絡し、今後の対応を協議する。

【車両による事故の場合】

- 車両事故に巻き込まれた場合、まずは警察に連絡する。
運転手は警察の指示によって、行動をする。
添乗者は車内の把握をし、児童が安心できるようにする。
- 同時に管理者へ事故の状況を報告。応援を要請する。
- 連絡を受けた管理者は、各保護者へ連絡。状況を説明する。
- 運転手はその場に残り、事故の対応をする。
- 事故の程度によって、その後の対応について保護者と協議する。
- そのまま帰宅可能と判断された場合は、応援車両に添乗者が乗り、自宅へ送迎する。

3. 事故発生時の報告について

- 行政の指導に基づき、①神奈川県と②横浜市の担当部署、③受給者証発行地区の担当部署へ連絡する。
- また再発防止に向けて事業所内で検討を行い、検討した結果を改めて保護者にご報告する。同時に個人情報上に問題ないか確認した上で、事故の細かい内容は伏せて、ホームページに対策を掲載する。
- また、他の児童にも影響がある案件の場合は、お知らせなどで経緯や検討結果をお伝えする。

4. その他

- ① この規定は平成 30 年 4 月 1 日より適用します。
- ② この規定は 2024 年 4 月 1 日より適用します。
- ③ この規定に定めがないものについては、その都度協議を行います。